

緊急輸送路における電柱の占用禁止措置

- 災害時に電柱が倒壊することで救助や避難に支障をきたす
- 道路法改正により防災上重要な道路の占用禁止措置が可能に



出典：国土交通省HP

道路法（道路の占用の禁止又は制限区域等）

下線部：平成25年6月改正により追加

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる

- 計画を策定し、3つの基本方針により無電柱化を推進
- 既設電柱を減らすとともに、新設電柱を増やさないことが重要

静岡県無電柱化推進計画（2022年3月策定）

基本方針 3つの観点で無電柱化を優先的に推進

防災

防災上重要な道路
(緊急輸送路・避難路など)

安全・円滑な交通確保

交通安全上重要な道路
(バリアフリー重点地区や通学路)

景観形成・観光振興

景観形成上重要な道路
(良好な景観形成に資する道路)

具体的な手法

既設の電柱を減らす

- 電線地中化
- 裏配線・軒下配線

電柱の新設を増やさない

- 電柱の占用禁止措置
- 道路事業等と併せた無電柱化

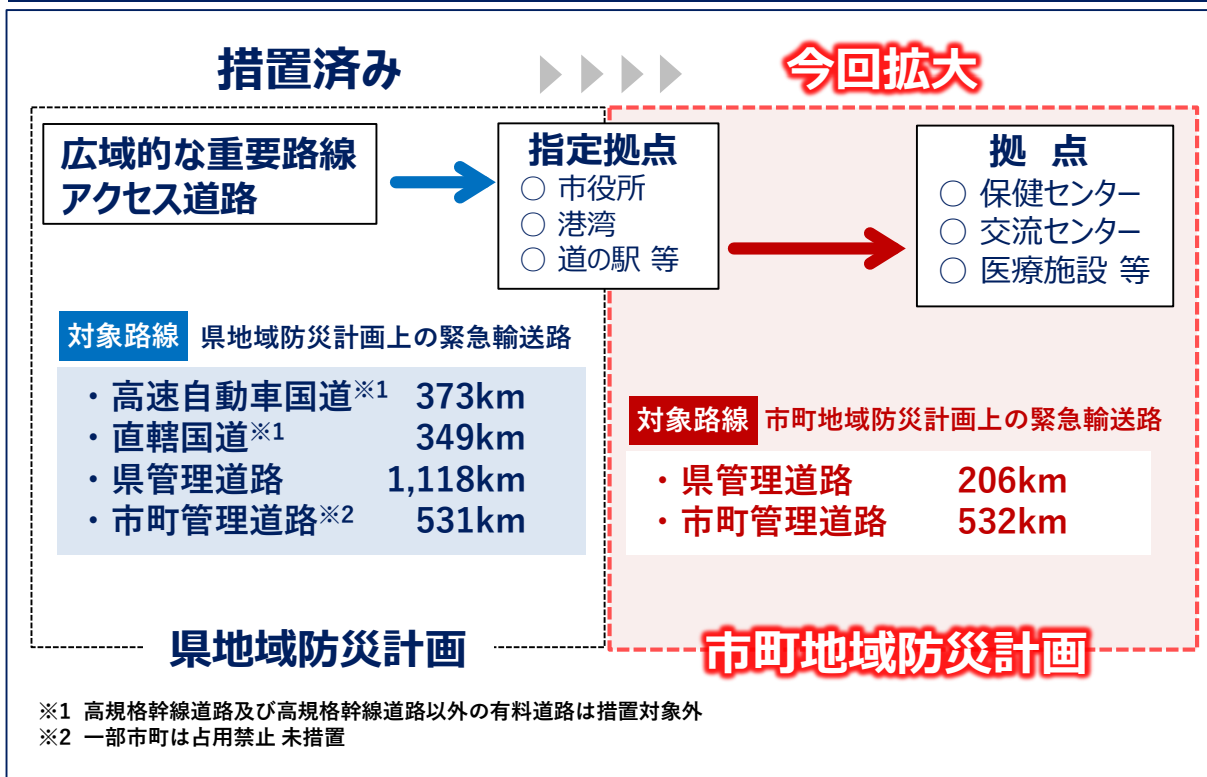
これまでの取組

平成29年から 静岡県地域防災計画上の緊急輸送路で 電柱の占用を禁止

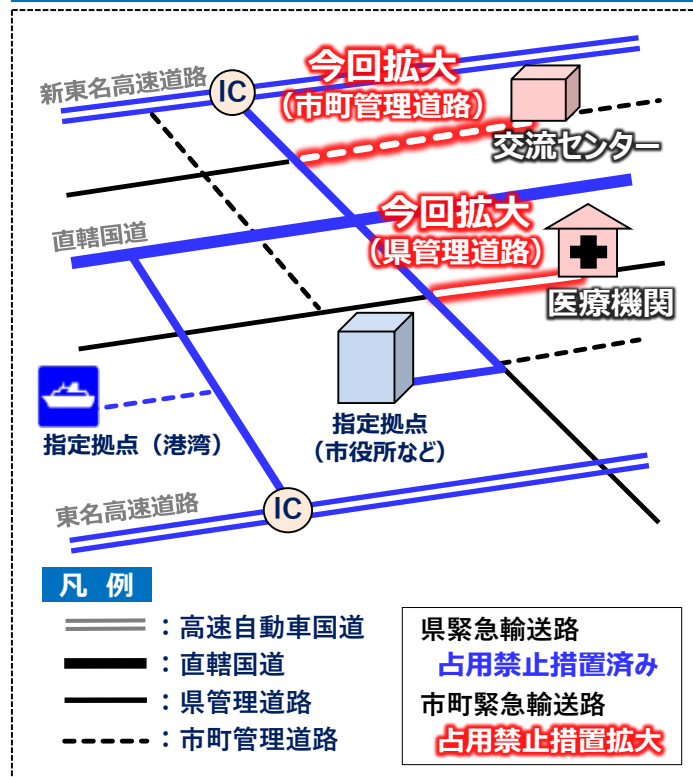
○ 市町地域防災計画上の緊急輸送路に電柱の占用禁止措置を拡大 (県管理道路・市町管理道路：計 738km 拡大)

- 市町と連携した占用禁止措置の拡大により、災害活動の拠点施設（交流センター・医療施設等）へのアクセス道路の被害を軽減し、避難や救援活動を支援

占用禁止措置の拡大



対象路線拡大のイメージ



Ⅲ 占用禁止措置の拡大（参考例）

○ 占用禁止措置の拡大により、市役所だけでなく災害時に拠点となる医療施設などへのアクセス道路の電柱増加を抑制



これまでの占用禁止措置

- : 県地域防災計画の緊急輸送路（高規格道路※）
- : “ ” （直轄国道）
- : “ ” （県管理道路）

占用禁止措置の拡大

- : 市町地域防災計画の緊急輸送路（県管理道路）
- : “ ” （市町管理道路）

※ 高規格幹線道路及び高規格幹線道路以外の有料道路は措置対象外

- 緊急輸送路の道路区域内における電柱新設を禁止
- 電力・通信サービスの供給確保のため既設電柱は当面許可

占用禁止措置のイメージ



○ 令和5年4月の運用開始に向け、県と市町が連携し手続きを進めていく

	令和4年			令和5年			
	～10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降
静岡県	告示図書作成		意見聴取 (防災部局)	警察署長協議	内部 手続	告示	運用開始
	対象路線 県管理道路 : 206km		意見聴取 (防災有識者・電線管理者)				
市町	告示図書作成		意見聴取 (防災部局)	警察署長協議	内部 手続	告示	運用開始
	対象路線 市町管理道路 : 532km		意見聴取 (防災有識者・電線管理者) 県で一括して実施				